○地域づくり海外研修派遣・交流事業助成金運用方針

（まち未来推進課地域創造係担当）

１．助成対象事業

ア．地域づくりに資すると認められる国外での調査研修で、地域社会への波及効果が期待できるもの（以下「調査研修事業」と称する）。

イ．調査研修事業は、教育、文化、農業、商工業などあらゆる分野を対象とするが、他所管で実施する海外研修派遣事業は対象外とする。

（農業後継者海外実習研修事業の海外研修派遣事業は対象外）

ウ．国外で行う国外のグループまたは団体等との交流で、事業終了後も交流を継続していく計画があるもの（以下「交流事業」と称する）。

ただし、事業の結果、双方の意思が一致しない場合は、この限りではない。

エ．交流事業の分野は、人的交流、文化的交流、経済的交流、スポーツ交流などあらゆる分野を対象とするが、交流によって、参加者の視野の拡大や知識、技術等の向上など人材の育成や地域の活性化に波及効果が期待できると認められるもの。

オ．申請者がこれまで実施してきた活動又は今後の活動計画に位置づけられる事業として行うものは対象とするが、事業自体のみを目的とする単発事業は対象外とする。

カ．事業の内容が音楽や演劇などの鑑賞、観劇を主とするもので、調査研修及び地域間交流と認めがたいものは対象外とする。

キ．調査研修事業の内容が、主として物品購入や使用料、賃借料、食糧費などに類する消費的経費である場合は対象外とする。

ク．事業の効果が、最終的に個人または団体内部に帰属し、外部に波及効果がなく公益性を欠くものは対象外とする。

ケ．申請者の負担がないもの及び助成の意義が薄いと認められるものは対象外とする。

２．助成対象者

ア．対象者は、本市に住所を有しているか、本市内の事業所等に勤務している個人及びそれらの者で構成する団体等とし、個人の場合、満２０歳から概ね５５歳までのものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。また、同一用務で同一期間に実施する事業に２名以上で参加する場合は、個人資格で参加しても団体とみなす。

イ．団体等については、国・道・市などから活動運営費等の補助を受けていない者とする。

また、市民等の地域づくりに対する自主的な活動意欲を促進及び支援する趣旨から公共的団体や法人（NPO 法人を除く）、その他の特定目的による既存団体等は対象外とする。

（企業、農協、商工会議所、市の委嘱団体、学校、ＰＴＡ、政治団体、宗教団体などは対象外）

ウ．事業実施のために組織された実行委員会が申請者の場合は、主たる構成団体が上記の条件を満たしていること。

エ．本事業で過去（２年度以内）に助成金の交付を受けた個人及び団体として参加した個人は対象外とする。

オ．他の所管事業で過去（２年度以内）に海外での研修派遣・交流事業に関する助成金の交付を受けた個人及び団体として参加した個人は本事業の対象外とする。

カ．同一年度内に深川市人材育成事業実施要綱第２条第１項第１号もしくは第２号の事業の助成を受けていないこと。

キ．対象者の選考にあたっては、地域づくり活動歴、リーダー性、地域間交流活動歴、事業終了後の活動計画、地域社会への波及効果などを重視して判定する。

３．事業対象経費

ア．対象経費は、渡航経費（航空賃・船賃・鉄道賃・車賃）、滞在費（宿泊料・食費）、調査研修費（教材購入費・受講料・指導料など）、交流賄費及び事業実施に必要なその他の経費とする。

イ．渡航経費及び滞在費について、市職員の旅費支給条例により算定した額を超える場合には、超過した額について対象外とする。

ウ．調査研修費及び交流賄費については、市長が事業の実施に必要と認めるものとする。

エ．国・道、市などの自治体や他団体から対象とする事業への補助金がある場合及び研修地で勤労収入等がある場合は、対象経費から控除する。

４．助成金額

ア．事業対象経費の３分の２以内、個人の場合には３０万円、団体の場合には６０万円を限度に助成する。

イ．助成金額は、１千円未満は切捨てて算定する。

５．公募期間満了前派遣決定について

ア．公募期間中において、その期間が満了する以前に実施する事業への助成申請がなされたときは、事業内容が対象事業として認められかつ諸般の事由により公募期間

満了前に決定することが止むを得ないと認められるときは、他に先んじて派遣を決定することができる。

イ．前項アについて、公募期間満了前に実施する事業申請を受理した時点で、既に派遣予定者枠を超えて申請がなされている場合は、その当該時点における全ての申請事業の内容等を基準に優先順位を判断して公募期間満了前派遣決定をするものとする。

６．事業報告

ア．個人の場合には、研修の内容や感想、今後の抱負などを２，０００字～２，４００字（４００字詰原稿用紙５～６枚）程度にまとめたレポートを提出すること。

イ．団体の場合には、同様に団体としてのレポートのほか、個人ごとの感想等について報告書を提出のこと（形式、字数等は任意）。なお、団体扱いの個人の場合については、団体としてのレポートは不要であるが、それぞれ受けとめ方は違うので、各自、個人の場合と同様のレポートを提出すること。

ウ．ア、イいずれの場合も、事業の内容が分かる写真を４～５枚程度提出すること。

エ．事業の実施に要した経費の領収書は、求められた場合に提出できるよう保管しておくこと。